



LINE UP

CONTENTS

- 専門家としての職業倫理 1P
長崎オフィス所長よりご挨拶
- 古今東西のおもしろい税金 2P
- 勤怠管理システムの導入はお任せください!! 3P
- 税務カレンダー・相談役からの一言 4P
- 長崎市稲佐地区について 特別編1-2P



Message

専門家としての職業倫理

4月23日、知床半島沖で観光船が遭難し、乗員・乗客計26名の全員が死亡・行方不明になるという痛ましい事故がありました。九州の方も多くいらっしゃいました。事故で亡くなられた方々のご冥福をお祈りします。事故原因の一つとして、悪天候の中で無理に出港したことが挙げられています。乗船した観光客の方々は、危険な出港だとは知らなかったでしょう。一般の方が危険度を判断することは困難でしょうから、専門家である観光船が出港すると言うのだから大丈夫なのだろう、と信用するしかありません。まさか、その専門家が利益のために顧客を危険に晒している、などとは考えないはずです。

職業倫理、という言葉があります。プロとして持つ専門的な知識やスキルを、正しく使うことを求める考え方です。どの職業でも求められるものですが、特に専門家と言われる職業には強く求められます。専門性の高い知識やスキルが悪用された場合に、一般の方がそれを防ぐことは困難だからです。

職業倫理を表すものとして有名な「ヒポクラテスの誓い」というものがあります。命を救うという、医師の使命を表しているものです。弁護士であれば人権の擁護と社会正義の実現、が使命であり、これを守ることが職業倫理でしょう。医師や弁護士などの専門家の方々がこの職業倫理を守っていると信じるからこそ、素人である我々は安心して専門家に任せることができます。

貨客業の職業倫理は、お客様を安全に運ぶことが最優先、だと思います。速さや快適さは、安全あってのことです。今回の観光船の事故は、その職業倫理が蔑ろにされた結果だと感じます。乗客の中には、他の観光船が船を出さないのにこの観光船は船を出してくれた、顧客の要望に応じてくれる素晴らしいサービスだ、と思った人もいるかもしれません。しかし、それが安全を犠牲にしてのことであれば、本当のサービスではないと思います。加えて、乗客は自分の安全が犠牲になっていることを知らないのですから、より悪質です。

税理士も専門家ですので、職業倫理を求められます。税理士法では税理士の使命として、「独立公正な立場で納税者の信頼に応える」「納税義務を適正に実現する」とあります。お客様のために節税をする、しかし法を逸脱する脱税はしない、という意味に受け取っています。いくら税金が安くなっても、後日それが脱税として摘発されては、本当のサービスではないでしょう。

荒れた海に船を出すことが顧客サービスだと勘違いをしてしまわないよう、職業倫理や専門家として「守るべき一線」について考えさせられる事故でした。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

古今東西のおもしろい税金

私は元国税職員で、税務広報広聴官という職務に就いていたことがあります。「広報」というとテレビや新聞などに広告を掲載する派手なイメージが強いと思いますが、実際はそのような華やかな部分は少なく、地道に税務署の仕事や税金の仕組みを知っていただくための活動がほとんどでした。



その一つに「租税教室」があり、税金について大人から小学生まで幅広い世代の方々に年代に応じたテーマと方法で工夫を凝らした教室を開催していましたが、講師のできの良し悪しをはっきりと示してくれるのが小学生の皆さんでした。

難しい税金の話や難しい話を難しく話すと容赦なくそっぽを向けられ、残りの時間を重たい雰囲気の中で続けることとなりました。そのような失敗を繰り返した結果、それを回避するためには最初に心をつかむことが必要だということに気づき、児童の皆さんが興味を持つものとして「本当にあった税金はどれ?」といったクイズを最初に出すことにしました。

クイズの内容を思い返すと決して子供向けではなく、内田会計のお客様にも興味を持っていただけるのではないかと思います、数多い古今東西のおもしろい税金の中からいくつかお話しさせていただきます。

まず、なるほどと納得できる税金ですが、健康対策のためにフランスやアメリカの複数の州で導入されている「ソーダ税」と、ハンガリーで導入されている「ポテトチップス税」があります。ともに肥満防止の観点から導入されたものですが、単にソーダやポテトチップスだけが対象になるわけではなく、糖分を多く含む甘味飲料やお菓子にも課税されるそうです。

次に現在の価値観に合わせると思わず首をかしげたくなる税金をご紹介します。

ブルガリアには1968年から1989年まで少子化対策として導入された「独身税」というものがありました。文字どおり「独身の方」に課税された税金でしたが、既婚率の向上には一定の効果があったものの、本来の目的の少子化には効果がなく結局廃止されてしまいました。

中世フランスのとある地方には「カエル税」というものがありました。これは堀にいるカエルの鳴き声がうるさく領主の睡眠を妨げるので、領主が領民に、一晩中水面をたたいて鳴くのを止めさせるか、お金を払ってその役割を免除してもらうかを選択させていたそうです。

ロシアには1700年頃に「ひげ税」というものがありました。これは、ひげを生やした男性に課税され、一定の期間分を納税した者には「ひげコイン」が発行され、道路等で課税の担当官から納税を求められた際には、これを提示することで既に納税を済ませている証明としたそうです。

「税金」はできるだけ少なく納めたいものだと思いますが、国の根幹を成すものに間違いありません。

内田会計としてはお客様に正しい申告と納税を行っていただくとともに、「税金」を原資とした各種補助金・助成金などの受給手続きの支援を通じて、「税金」と上手く付き合う橋渡し役を果たしていきたいと思っています。

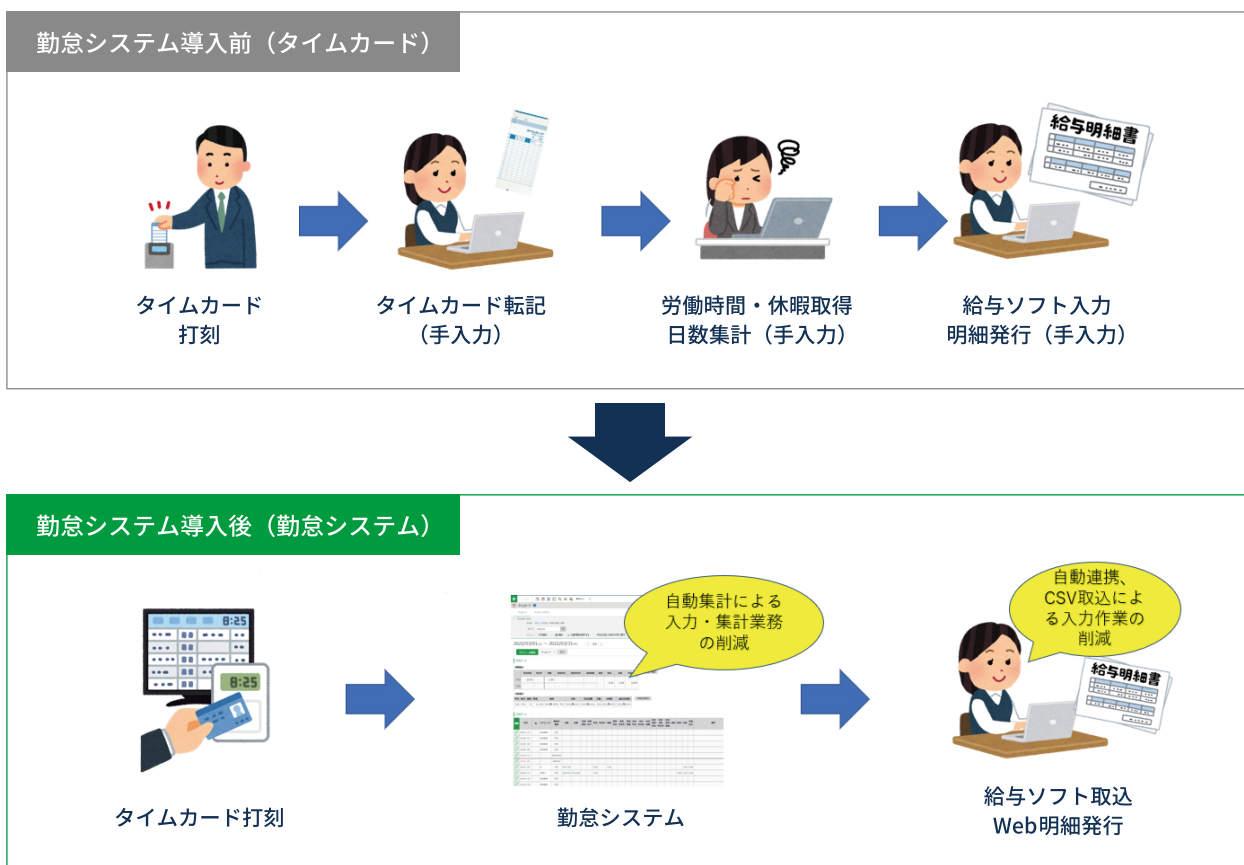
勤怠管理システムの導入はお任せください！！

株式会社 内田会計事務所
IT 支援課 課長代理
KING OF TIME 公認アドバイザー

東野 宏和

この度、株式会社内田会計事務所はKING OF TIME 公認導入支援パートナーに認定されました。

KING OF TIMEとは出退勤管理や労働時間の集計、有給休暇残数管理等が可能なクラウド型の勤怠管理システムです。弊社では認定アドバイザーが在籍しており初期設定、休暇情報・従業員データの登録代行、労働時間の集計、様々な給与計算ソフトとの連携、Web 給与明細の利用まで、予算やご要望に応じて導入支援をさせて頂いております。導入を検討している企業様についてはKING OF TIMEのデモ等も行っておりますのでお気軽にお問い合わせください。



KING OF TIME 公認導入支援パートナー

https://www.kingoftime.jp/introduction_partner/

【公認導入支援パートナーとは】

KING OF TIMEの導入にあたり、設定から他ソフトへの連携、実際の運用まで幅広くサポートいたします。



Calendar

税務カレンダー



6月							7月							
SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	
				1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	
							31							

- 10月決算法人の中間申告
【申告期限】6月30日(木)
- 4月決算法人の確定申告
【申告期限】6月30日(木)
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
【納期限】7月11日(月)
- 納期の特例を受けている事業者の源泉所得税の納付(1~6月分)
【納期限】7月11日(月)
- 所得税の予定納税額の減額申請
【申請期限】7月15日(金)

税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」として登録されました。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。
詳しくは QRコードよりご確認ください！



Column

相談役からの一言

心に残った言葉

梅雨の季節になりました。皆様お元気ですか。

人は経験から多くのことを学びます。70年以上生きてるとその言葉を実感します。信用、信頼、つながり、お互いさま、の関係性の大切さを再認識する今日この頃です。高齢者になるとモノや形は見えにくくなりますが人間性やその人の心の中は見えやすくなります。人生つらいこともありますが一生涯は続きません。そのうちに必ず光・明かりが見えてきます。

仕事柄多くの結婚式や葬儀に出席しました。ある葬儀で喪主の方が挨拶された言葉が心に残っています。故人は古武士のような立派な方でした。喪主の方が「父からいつも言われたこと、

『うそをつくな、こすかことはするな、ごまかすな』、自分はこれを守って人生を生きていきたい」、喪主の方は後継者として立派な経営者になられました。

また、某建築業経営者と話をしたときに「今まで自分は騙されても人を騙したことはない、目先の儲けのために人を裏切ったりしたら事業は長く続かない、信用信頼がないと百年企業になれない」と言われました。この企業は二人の息子さんが後継者として入社されて盛業中です。子は親の背を見て育ちます。「幸せだから感謝するのではない、感謝するから幸せなのだ」とは浄土真宗住職のお話です。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

info@uchida.or.jp

<http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556